

一般社団法人 北海道町内会連合会定款

平成18年3月15日認証

平成18年5月31日一部変更

平成20年5月28日一部変更

平成21年5月29日一部変更

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道町内会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、北海道内の市区町村の住民自治組織である連合町内会自治会、町内会自治会の連絡協調を図り、住民自治組織をとおして住民福祉を推進し、住民自治組織活動を支援する事業を展開し、住みよい北海道を建設することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 市区町村住民自治組織の連絡調整
- 2 市区町村住民自治組織活動に関する調査研究、並びに資料の作成配布
- 3 市区町村住民自治組織活動に関する研究会、研修会の開催
- 4 関係機関・団体との連絡協調
- 5 町内会共済事業
- 6 その他の目的達成に関する必要な事業

(機関の設置)

第4条 この法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

市区町村を単位として連合した町内会自治会等の住民自治組織

(2) 準会員

単位町内会・自治会等の住民自治組織

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の目的に賛同し、入会した者を正会員あるいは準会員(以下「会員」という。)とする。

- 2 この法人に入会するには所定の様式(入会申込書)による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

ただし、入会の基準は別に定めるものとする。

(会員名簿)

第7条 この法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(会費)

第8条 会員は、この法人の目的達成のために必要な経費として、会員総会において別に定める会費を支払う義務を負うものとする。

2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して、退会の予告をするものとする。

(除名)

第10条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反するような行為をしたとき、または会員としての義務に反したときは、会員総会の決議により除名することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとする。

第3章 会員総会

(種類)

第13条 この法人の会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第14条 会員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員は、会員総会において1個の議決権を有する。
- 3 会員総会には、準会員を出席させることができる。

(権限)

第15条 会員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任

- (4) 役員報酬の額またはその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において会員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第17条 会員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集)

第18条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会員総会を招集するには、会日より2週間前に各正会員に対して、その通知を発することを要する。

3 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長の順序により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第20条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法により表決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前項の議決権の数に参入する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び総会において選任された議事録署名人2名がこれに記名押印することを要する。

第4章 理事及び監事

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23名以内（会長1名・副会長5名以内を含む）
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち5名以内を業務執行理事とし、業務執行理事をもって副会長とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事は、ブロック毎にその候補者を推薦するものとし、そのブロック区分及び定数は別の定めによる。

4 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、法人の業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。なお、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により会長の職務を代行する。

4 会長及び副会長である業務執行理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の業務執行の状況及びこの法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び会員総会に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び会員総会に出席して意見を述べるものとする。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第27条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会の決議を経て、会員総会が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、職務執行の対価として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、会員総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第30条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(相談役)

第31条 この法人に、若干名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、正会員の中から、理事会において選任する。
- 3 相談役は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を述べることができる。
- 4 相談役の任期については、役員任期に準ずる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、一般法人法第91条第2項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の総額)

第40条 本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金6,001万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第41条 拠出された基金は、第48条によるこの法人の解散のときまで返還しない。

2 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第42条 基金の返還の手続きについては、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

2 前項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議によって定めるものとする。

第7章 会 計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書等の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時会員総会において報告又は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 財産目録

2 この法人は、前項の定時会員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 決算上剰余金が生じたときは、これを会員に分配してはならず、翌年度以降に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において総正会員の総議決権数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(解散)

第47条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第49条 理事会は、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めた場合には、委員会を設置することができる。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める事務局規程による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第53条 この法人の公告方法は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法とする。

第12章 附 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第55条 設立時の会員の氏名又は名称は次のとおりとする。

岩見沢市町会連合会 会長 高柳 力雄

函館市町会連合会 会長 谷口 利夫
富良野市連合町内会協議会 会長 赤塚健
根室市町会連合会 会長 長谷川 敬二

(法令の準拠)

第56条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

この定款は、平成18年3月16日から施行する。

この定款は、平成18年4月1日から施行する。

この定款は、平成20年5月28日から施行する。

この定款は、平成21年5月29日から施行する。